

公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団 寄附金取扱要綱

(目的)

第1条 公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団（以下「法人」という。）における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「寄附金」とは、定款第4条に定める事業に充てることを目的として受け入れた現金、現金同等物及び有価証券をいい、寄附した者（以下「寄附者」という。）に反対給付を行う義務を法人が負わないものをいう。

(寄附の募集に関する禁止行為)

第3条 法人の構成員は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- (2) 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- (3) 寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

(受入れの決定等)

第4条 理事長は、寄附者からの寄附申込書に従い寄附金の受入れを決定するものとする。

2 理事長が必要と認める場合は寄附者との間で寄附に関する契約を締結することができる。

(受入れの制限)

第5条 法人は、次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は占有使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、収支報告又は寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により、寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受入れることにより著しい経費の負担を伴うもの。
- (6) その他理事長が法人の業務遂行上支障があると認める条件が付されたもの。

(領収書の発行)

第6条 理事長は、寄附金の納付を受けた場合には原則として寄附者に寄附金領収書を発行するものとする。

(寄附金の使途の特定)

第7条 寄附金の受け入れに当たって寄附者が公益目的事業のために使用すべき旨を定めた場合は当該使途に従わなければならない。

2 寄附金の受け入れに当たって寄附者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めた場合は当該使途に従わなければならない。

3 前2項に定める場合の他、寄附者が使途を特定しない場合には、5割を上限として理事長が定める割合に従って公益目的事業以外に使用することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、理事長がその都度定めるものとする。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は理事長が行う。

附 則

この要綱は、法人設立の日から適用する。